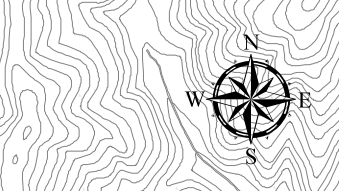


豊岡都市計画用途地域図（城崎地域）
S=1：10,000



〇用途地域の指定のない区域における建築基準法に基づく形態制限

容積率	全城	200%
建ぺい率	建築基準法第53条第1項第6号の規定により特定行政庁が定めた区域（※）	70%
	上記以外	60%
道路斜線	適用距離（m）	20
	勾配	1.5勾配
隣地斜線	立上がり（m）	20
	勾配	1.25勾配
日影規制	適用	

（※）平成24年10月31日以前の兵庫県「景観の形成等に関する条例」により指定されていた、豊岡市出石町城下町地区歴史的景観形成地区及び佐馬海岸地域風景形成地域の範囲。

〇用途地域の指定区域における建築基準法に基づく形態制限

用途地域	第2種低層住居 専用地域	第1種中高層住居 専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	近隣商業地域
道路斜線	適用距離（m） 勾配	20 1.25	20 1.25	20 1.25	20 1.5
隣地斜線	立上がり（m） 勾配	20 1.25	20 1.25	20 1.25	31 2.5
北側斜線	立上がり（m） 勾配	5 1.25			
日影規制	適用	適用	適用	適用	

用途地域	商業地域 （10分の50の区域）	商業地域 （10分の40の区域）	準工業地域	工業地域	工業専用地域
道路斜線	適用距離（m） 勾配	25 1.5	20 1.5	20 1.5	20 1.5
隣地斜線	立上がり（m） 勾配	31 2.5	31 2.5	31 2.5	31 2.5
北側斜線	立上がり（m） 勾配				
日影規制					

〇日影規制

法別表第4（イ）欄に掲げる 地域又は区域	法52条第1項各号に掲げる 建築物の母体率が定めら れた区域	法別表第4（ウ）欄に掲げる制 限を受ける建築物の区分	法別表第4（ハ）欄に掲げる 平均地価面からの高さ	法別表第4（ロ）欄の各号 のうちから指定する号
第2種低層住居専用地域	10分の15の区域	軒高＞7m又は地上階数≥3	1.5メートル	（三）
第1種中高層住居専用地域	10分の15の区域	建築物高さ＞10m	4メートル	（一）
第1種住居地域・第2種住居地域	10分の20の区域	建築物高さ＞10m	4メートル	（一）
用途地域の指定のない区域	10分の20の区域	（ロ）建築物高さ＞10m	4メートル	（二）

凡 例			
	第二種低層住居専用地域 高さ制限10m		都市計画公園
	第一種中高層住居専用地域		都市計画緑地
	第一種住居地域		都市計画区域
	第二種住居地域		地域境界線（用途地域指定区域界、その他）
	近隣商業地域		H27.D.I.D.区域
	商業地域（豊岡）		区画整理区域
	商業地域（城崎）		その他都市施設
	準工業地域		市街地再開発区域（高度利用地区）
	工業地域		臨港地区
	工業専用地域		伝統的建造物群保存地区
	特別工業地区		
	特定用途制限地域（日高田園居住環境保全地域）		
	特定用途制限地域（城崎自然環境保全地域）		
	特定用途制限地域（城崎田園居住環境保全地域）		
	都市計画道路		

都市計画区域決定 平成22年 3月30日 兵庫県告示第386号
用途地域決定 令和 3年 3月26日 豊岡市告示第 73号
特別工業地区決定 昭和49年 7月 1日 豊岡市告示第 19号
特定用途制限地域決定 令和3年 3月26日 豊岡市告示第 75号
高度利用地区決定 平成 4年10月30日 豊岡市告示第 74号
伝統的建造物群保存地区決定 平成19年 6月22日 豊岡市告示第160号
建築基準法第22条の規定による区域（昭和59年6月15日兵庫県告示第1267号）は用途地域指定区域とする。

